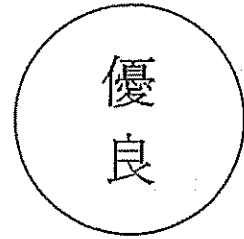


川崎市指令環廃 第187号

許可番号 第05720004313号

## 産業廃棄物処分業許可証

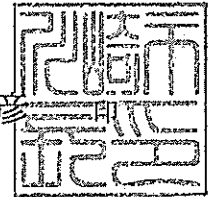
住 所 横浜市鶴見区弁天町3番地1  
氏 名 J&T環境 株式会社  
代表取締役 長谷場 洋之 様



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

令和6年11月15日

川崎市市長 福田 紀彦



許可の年月日 令和4年11月1日

許可の有効期限 令和11年10月31日

### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

中間処理(破碎、焼却、脱水、脱水・焼却、破碎・焼却、破碎分離、破碎分離・焼却)

#### (2) 産業廃棄物の種類

##### ア 破碎に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず  
以上2種類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

##### イ 焼却に係るもの

(ア) 汚泥、(イ) 廃油、(ウ) 廃酸、(エ) 廃アルカリ、  
(オ) 廃プラスチック類、(カ) 紙くず、(キ) 木くず、(ク) 繊維くず、  
(ケ) 動植物性残渣、(コ) ゴムくず、(サ) 金属くず、  
(シ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
以上12種類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

##### ウ 脱水に係るもの

(ア) 汚泥、(イ) 廃油 以上2種類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

##### エ 脱水・焼却に係るもの

(ア) 汚泥、(イ) 廃油 以上2種類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

##### オ 破碎・焼却に係るもの

(ア) 汚泥、(イ) 廃プラスチック類、(ウ) 紙くず、(エ) 木くず、  
(オ) 繊維くず、(カ) ゴムくず、(キ) 金属くず、  
(ク) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
以上8種類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

##### カ 破碎分離に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず  
以上2種類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

##### キ 破碎分離・焼却に係るもの

(ア) 汚泥、(イ) 廃油、(ウ) 廃プラスチック類、(エ) 金属くず  
以上4種類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

#### (3) 制限

ア 破碎に係る産業廃棄物は、破碎施設No.3で処理するものに限る。

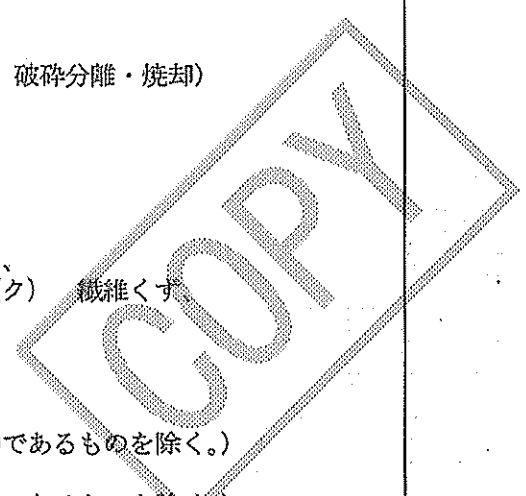
イ 破碎施設No.3に係る金属くずは、廃プラスチック類に付着したものに限る。

ウ 脱水に係る廃油は、泥状のものに限る。

エ 脱水・焼却に係る廃油は、泥状のものに限る。

オ 破碎・焼却に係る産業廃棄物のうち、破碎施設No.4で処理するものは、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずに限る。

ただし、汚泥は容器の内容物であるものに限る。



カ 破碎分離に係る金属くず、廃プラスチック類は、スプレー缶に限る。

キ 破碎分離・焼却に係る汚泥、廃油、金属くず、廃プラスチック類は、スプレー缶に限る。

2 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記入すること。）  
別記1のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

令和 4 年 11 月 1 日 更新許可

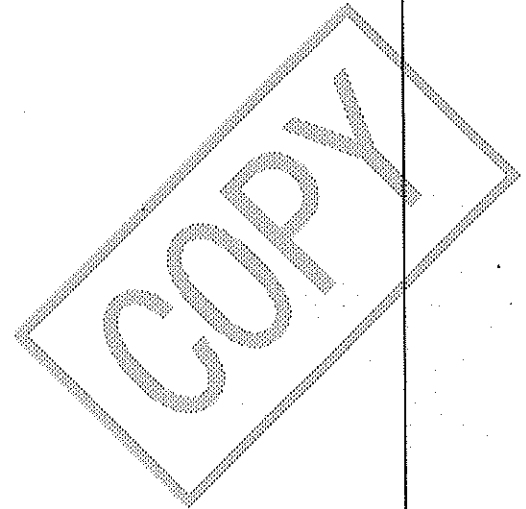
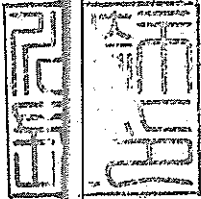
令和 4 年 11 月 1 日 優良認定

令和 6 年 4 月 12 日 代表者変更

令和 6 年 4 月 17 日 事業計画変更（川崎市川崎区扇町5番73ほかにおける焼却施設（混合焼却及び廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）の処理能力変更）

令和 6 年 10 月 25 日 事業計画変更（産業廃棄物処分施設（川崎市川崎区扇島10番）の廃止に伴い破碎施設 No. 2、圧縮固化施設 No. 1、No. 2 の廃止）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無



WEBダウンロード版

別記1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種類及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 破碎施設 (破碎施設 No. 3) (設置年月日 平成15年10月28日) (許可年月日 平成15年10月1日) (許可番号 第1133号)	48 t/日 (廃プラスチック類、金属くず)	川崎市川崎区水江町 699番地38ほか (14312 m <sup>2</sup> )
イ 破碎施設 (破碎施設 No. 4) (設置年月日 平成17年12月28日) (許可年月日 平成23年1月11日) (許可番号 第1199号)	100.8 t/日 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) 40.8 t/日 (廃プラスチック類) 79.2 t/日 (木くず)	川崎市川崎区扇町5 番73ほか (7981.7 m <sup>2</sup> )
ウ 破碎施設 (破碎施設 No. 7) (設置年月日 平成27年10月1日)	6.5 t/日 (汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず)	
エ 焼却施設 (焼却施設) (設置年月日 平成17年12月28日) (許可年月日 平成16年12月9日) (許可番号 第1140号)	241.7 t/日 (混合焼却) 196.5 t/日 (汚泥) 25 m <sup>3</sup> /日 (廃油) 54.2 t/日 (廃プラスチック類) 209.0 t/日 (廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	
オ 脱水施設 (脱水施設) (設置年月日 平成31年2月15日) (許可年月日 平成31年1月28日) (許可番号 第1237号)	23.3 m <sup>3</sup> /日 (汚泥、廃油)	

(2) 施設の種類及び能力

施設の種類	処理能力	備考
破碎施設一式	48 t/日	破碎施設 No. 3
焼却施設一式	241.7 t/日	焼却施設
脱水施設一式	23.3 m <sup>3</sup> /日	脱水施設
脱水・焼却施設一式	23.3 m <sup>3</sup> /日	脱水施設、焼却施設
破碎・焼却施設一式	100.8 t/日	破碎施設 No. 4、焼却施設
破碎分離施設一式	6.5 t/日	破碎施設 No. 7
破碎分離・焼却施設一式	6.5 t/日	破碎施設 No. 7、焼却施設